



組立保険における不測かつ突発的な事故の意義

上智大学名誉教授・弁護士 甘利 公人

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地裁令和3年2月17日判決 平成29年(ワ)27224号 保険金請求事件 2021WLJPCA02178011

1. 本件の争点

本件は、組立保険契約に基づき、太陽電池モジュールパネル(以下、本件モジュールという)の取付作業において発生した損傷事故の損害につき、保険契約者が保険者に保険金と遅延損害金約4億円の支払いを求めた事案である。

本件における争点は、①不測かつ突発的な事故があるか否か、②本件において「1回の事故」(本件約款18条1項)とは何かである。

2. 事実の概要

(1) 当事者

X(原告)は、太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電所の設計、調達及び建設を行う株式会社である。Y(被告)は、ドイツに本店を置く保険業を営む法人である。

保険業を営むYとの間で、太陽光発電所建設工場の現場における事故に関する組立保険契約を締結したXは、平成27年9月14日から当該太陽光発電所の太陽電池モジュールパネル約10万枚の取付作業を開始し、平成28年1月19日から同年3月2日までの降雪期間による中断を経て、同年5月21日にその作業を終えたが、取り付けた本件モジュールのうち、その裏面バックシートに引掻き傷が生じていたものが多数に上ったため、損傷した本件モジュールを新しいモジュールと交換するなどして、合計4億318万9478円を支出した。

(2) Xによる太陽光発電所建設工場の受注等

Xは、平成26年4月3日、合同会社NRE-01インベストメント(以下「NRE」という)との間で、Xが青森市において太陽光発電所(NRE・〇〇(青森)太陽光発電所。以下「本件発電所」という)に係る設計、調達及び建設を行う旨の請負契約を締結し(以下、本件発電所の設計、調達及び建設を総称して「本件工事」という)、平成27年2月25日又は同年7月1日頃、その契約条件を変更した(以下、変更後の上記請負契約を「本件EPC契約」という)。

Xは、平成27年8月1日、株式会社小又建設(以下「小又建設」という)との間で、本件工事の一部を小又建設に委託する旨の契約を締結した。本件工事においては、X、小又建設のほか、小又建設から委託を受けた二次下請業者や三次下請業者の従業員も作業に従事し、同年9月14日から、本件モジュールの取付作業が開始された。

(3) 組立保険契約

Xは、平成27年3月12日、Yとの間で、被保険者をX並びに請負人及び全ての下請人、合計保険料を2473万4147円、保険金額を73億3860万円、自己負担額を100万円、工事現場を青森市とする組立保険契約(以下「本件保険契約」という)を締結した。また、本件保険契約は、Yとあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との共同保険であり、Yの分担割合は8割である。

(4) 本件保険契約約款の内容

本件保険契約に適用されるYの約款(以下「本件

約款」という)には、次のとおりの定めがある。

ア 1条

Yは、保険証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害を填補する責めに任ずる。

- ① 労務者、従業員又は第三者の取扱上の拙劣、悪意又は過失による事故(2号)

イ 2条2項

Yは、次に掲げる損害をてん補する責めに任じない。

- (1) 保険契約者、被保険者又は工事現場責任者の故意又は重大な過失によって生じた損害

カ 18条1項

Yがてん補すべき損害の額は、1回の事故につき、前条の規定による損害額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額につき、保険金額を限度としてこれをてん補する責めに任ずる。

3. 判旨(請求棄却)

「(3) 「不測かつ突発的」な事故について

ア 前記認定事実(4)のとおり、本件工事時点ではないものの、平成30年3月時点における架台の組立手順書には『パネル設置時に、垂木先端でバックシートを傷つけない様、垂木先端の養生を行う。』と記載があり、Xも認めているように、二次下請業者及び三次下請業者の作業員には架台と本件モジュールの裏面バックシートを接触させ傷つけないようにすべき注意義務を怠った過失があり、かつ、本件モジュールの損傷は保険契約時においてその発生が不確定なものであったといえるから、本件事故は『不測かつ突発的』な『労務者、従業員又は第三者の……過失による事故』(本件約款1条2号)と認められる。」

「3 争点(2)・1回の事故の範囲について

また、Xは本件モジュール1万5640枚の損傷が一つの原因によって生じた『1回の事故』であると主張するが、上記のとおり、本件モジュールが損傷した原因は、二次下請業者及び三次下請業者の個々の作業員が天候を含む個別具体的状況の下でその取付作業に際して架台と本件モジュールの裏面バックシートを接触させ傷つけないようにすべき注意義務を怠った過失にあり、それは本件モジュールを1枚設置することにおける過失であるから、本件モジュール全ての枚数についてまとめて同一の過失があった

とはいえ、Xの特定する損害である本件モジュール1万5640枚の損傷が社会通念上同一の原因により生じたものといえない。そして、本件約款18条1項は、被保険者自己負担額を100万円と定めており、前記前提事実(4)のとおり、本件モジュール1枚の価格は予備品及び新規購入品のいずれもこれを超えない。」

4. 評釈(「不測かつ突発的」の判旨賛成、「1回の事故」については疑問である)

(1) 工事保険と組立保険

工事保険は、第2次世界大戦後主にヨーロッパ各地での復興のために各種の工事が盛んに進められ、急速に発展してきた保険種目であり、日本において、工事保険はその引受対象により、組立保険、建設工事保険、土木工事保険の3種類に分類される¹⁾。

組立保険契約とは、一般に各種の機械、機械設備、装置、タンク、橋梁及び鉄塔等の据付、組立工事から工場や発電所等のプラント建設工事全般にわたる各種工事を対象とし、工事現場に資材や部品が搬入されてから工事完成後引渡しまでの工事の過程で、偶然な事故によりこれらの工事の目的物に生じた損害をてん補する保険である²⁾。

組立保険は、普通保険約款2条に規定されている「てん補しない損害」に該当しない限り、工事現場における不測かつ突発的な事故すなわち被保険者にとって偶然な事故の結果、保険の目的物に生じたすべての損害をてん補するオール・リスク・ポリシーである³⁾。そしててん補しない損害として、保険の目的の性質または自然の消耗(さび、スケール等を含む)・劣化による損害が規定されている(普通保険約款2条2項3号)。不測かつ突発的な事故とはいえないため免責となっている。

(2) 組立保険と機械保険

工場、作業場、ビルなどで使用されているボイラ、タービン発電機、受配電設備、クレーン、産業機械その他の機械設備装置は、火災・爆発・風水災などの危険にさらされているが、これらの危険は火災保険および担保拡張特約により担保されている。これらの機械整備装置は、誤操作・過失による事故、設計・ casting・材質の欠陥による事故、制作・組立の事故など、機械そのものの運転に伴う各種の危険にさらされている。これらの機械設備装置の運転中に生

ずる不測かつ突発的な事故による損害、いわゆる機械的損害を主として担保するのが機械保険である⁴⁾。

1951年当時の西ドイツのミュンヘン再保険会社が、日本火災株式会社との業務提携による機械保険の日本への導入を申し入れてきた。1956年に機械類の保険に関わる再保険の共同処理を主たる目的とする日本機械保険連盟が結成された。紆余曲折があったものの同年約4年間を費やして研究を重ねた機械保険と組立保険が完成して、主要損保8社が事業認可を取得して営業を開始した⁵⁾。

このように組立保険の創設は、機械保険と切り離して論ずることのできない保険なのである。両保険の保険事故の要件として「不測かつ突発的な事故」と同じ文言が使われているのは必然的なことである。したがって、その文言解釈においても密接不可分の関係にあるのであり、同一に解釈する必要がある。

(3) 不測かつ突発的な事故

本判旨は、本件モジュールの損傷は保険契約時においてその発生が不確定なものであったといえるから、本件事故は「不測かつ突発的」な「労務者、従業員又は第三者の……過失による事故」(本件約款1条2号)と認められる、と判示した。そこで、組立保険や機械保険の不測かつ突発的な事故の解釈が争われた従来の裁判例を検討し、また他の保険種目における同一文言についてもあわせて検討する。

① 従来の裁判例

1) 組立保険および機械保険の裁判例

福島地裁会津若松支判平成26年6月26日第一法規28300707は、機械利益保険特約が付帯された機械保険契約の事案について、本件基本約款は、「不測かつ突発的な事故」によって損害が発生したことを、機械保険金の支払要件とする一方で(1条1項)、同約款2条1項1号に掲げる者(以下「保険契約者等」という)の「故意または重大な過失」によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨規定し、保険契約者等の損害発生に対する主観的な認識については、これを支払要件ではなく、保険金支払義務の免責条項として定めており、また、「日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害」に対しては保険金を支払わない旨規定し(2条2項)、突然発生したような現象

が見られたとしても、徐々に摩耗等が進行して発現に至ったという非突発性に係る事由の存在を保険金支払義務の免責条項として定めているのであり、これらの約款上の規定の在り方に照らすと、本件保険契約は、保険金請求者が主張立証責任を負担すべき事実の具体的内容について、保険法の規定の趣旨に合致して定めたものと解するのが相当であり、保険金請求者は、保険金支払要件としての「不測かつ突発的な事故」については、保険事故に該当する具体的事実を主張立証すれば足りると解されるのであり、それについての主観的な認識内容についての主張立証責任を負担しないと解するのが相当である、と判示した。本件事故によって生じた本件ポンプ及びそのモーター並びにケーブルに係る損害については、原告の重大な過失によって生じた損害であり、また、日常の使用又は運転に伴う劣化が進行した結果、その部分について生じた損害でもあることが認められるとして請求を棄却した。

東京地判平成25年12月26日2013WLJPCA12268009は、機械保険において給水管が凍結によって破裂して水が噴き出し、階下の本件歯科医院に水濡れの被害が生じるという事故が発生した事案について、本件保険契約6所定の保険金支払事由である「不測かつ突発的な事故」とは、商法629条〔保険法2条6号〕の「偶然ナル一定ノ事故」と同様、保険契約成立時において発生又は不発生が不確定な事故をいうと解されるところ、本件保険契約6の成立時において上記のような漏水事故の発生又は不発生が確定していたとはいえないから、本件事故は、不測かつ突発的な事故であるといえ、本件保険契約6所定の保険金支払事由に該当する。本件事故は、第1事件原告が、保険金を得る目的で、自ら又はその意を受けた者をして故意に発生させたものであると推認することができる、と判示して請求を棄却した。

宮崎地判平成31年3月20日判例時報2511号83頁は、太陽光モジュール設置工事について組立保険を締結したが工事現場に泥水等が流れ込み、工事現場の機材等が損傷する保険事故が発生したとして保険金請求した事案において、コネクタのみが水没した本件太陽光モジュールについて、「不測かつ突発的な……事故」により損害が生じたといえるかが争点となり、水没前から損傷リスクが発生していたと認められず、同モジュールは、本件保険事故という「不測かつ突発的な……事故」により損害が生じたと認

められる、と判示した。控訴審の福岡高裁宮崎支判令和2年7月8日判例時報2511号78頁は、請求額を減額したが不測かつ突発的な事故については判示していない⁶⁾。

以上の機械保険および組立保険の裁判例では、不測かつ突発的な事故とは、保険法2条6号の偶然な事故と同様に、保険契約成立時において発生または不発生が不確定な事故をいうものと解釈しているのである。

2) その他の保険種目の裁判例

東京地判平成28年6月29日LEX/DB25536038は、住居建物総合保険の事案について、本件浸水事故は、本件約款2条5項の「不測かつ突発的な事故」に当たる。しかし、原告の主張によれば、本件浸水事故は、雨水の漏入によって生じたものであるというのであるから、本件約款4条3項11号「風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害」に該当し、保険金の支払を受けることはできない、と判示した⁷⁾。東京地判平成30年1月19日LEX/DB25551765は、企業総合保険において大雨直後に建物の南側外壁に目地に沿って「黒色の物質」が発生したとして保険金請求した事案について、本件物質が上記豪雨を含む不測かつ突発的な事故により生じたことを認めるに足りる証拠はなく、本件事故が保険事故に当たる旨の原告の主張は採用できない、と判示した。東京地判平成31年2月18日2019WLJPCA02188008は、企業財産包括保険の事案について、ここでいう「不測かつ突発的な事故」とは、本件約款第1条の規定ぶりからしても、同条が(1)ないし(4)で列挙する、〔1〕火災、〔2〕落雷、〔3〕破裂または爆発、〔4〕風災、〔5〕雹災、〔6〕雪災、〔7〕水災、〔8〕電気的事故または機械的事故、に類するようなものと解するのが相当といえるが、本件バリケードの設置がそのような「不測かつ突発的な事故」に当たるとは認められないとして、保険金請求は認められない、と判示した。

名古屋簡易裁判所令和1年1月18日判時2496号23頁は、家庭用火災保険における保険対象建物の床の汚損に対する保険金請求の事案について、本件保険契約においては、被保険者において保険対象に生じた破損、汚損等があったとしても、そうした破損、汚損等が「不測かつ突発的な事故」に該当しない場合には、保険者である被告は、本件保険契約に基づ

く保険金支払義務が免責されて保険金支払義務を負わないとすることができる、と判示した。控訴審の名古屋地判令和2年6月3日は、これらの具体例や突発的という言葉からすると、急激に生じるのではなく、一定の時間の経過に伴って生じる事象については、本件保険約款3条所定の汚損等に係る不測かつ突発的な事故に当たらないと解するのが相当である、と判示した。上告審の名古屋高判令和2年11月11日判時2496号21頁は、客観的に長期間の経過に伴って生じた事象に関して、保険契約者が当該事象を発見するまで気づかなかつたという主観をもって突発的と解するとすれば、発見時を捉えて、常に突発的とされてしまう可能性すらあり、当該要件を設けた趣旨が没却されかねないから、このような解釈は採用し難い、と判示した。

東京地判令和3年9月8日自保ジャーナル2108号147頁は、住宅安心総合保険の事案について、本件損傷は、経年劣化により生じたものではなく、鋭利なものでひっかくような力が加わったことにより生じたといえ、風災その他の不測かつ突発的な事故により生じたと認めることはできない、と判示した。

その他の保険種目の裁判例においても、組立保険や機械保険と同様に契約締結時において保険事故が不確定であると解していることは明確である。

② 見解の対立

裁判例において見解が分かれているとして、(ア) 保険法2条における「偶然の(事故)」と同義であり、保険契約締結時における偶然性を意味するにすぎないとする見解と、(イ) 保険事故発生時において事故自体に「不測性」および「突発性」の要件が求められるとする見解があるという⁸⁾。

(イ)の見解を採る立場からは、その根拠を次のように述べている。「不測かつ突発的な事故」は、明らかに「偶然な事故」とは異なる用語を使用しているため、保険契約締結時の偶然性を意味する保険法2条6号の「一定の偶然な事故」とは異なる意味に解するのが自然である。しかも、「不測」だけではなく「突発」も要件とされていることからすれば、保険事故の具体的な態様を意味するものとして「不測かつ突発的」の要件が設けられているものとして解するのが合理的であるといえる⁹⁾。

しかし、この(イ)の見解は疑問である。なぜなら、まず第1に、最高裁の一連の判例に反するから

である。火災保険における偶然性の主張立証責任についての最判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁、また、自動車保険の事故発生の偶然性についての最判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁、さらに、自動車保険の盗難事故についての最判19年4月17日民集61巻3号1026頁があり、これらの最高裁判例は、損害保険における偶然な事故とは、保険契約成立時においては発生するかどうか不確定な事故によって損害が生じた場合にその損害をてん補する旨を定めたものであり、保険契約者又は被保険者の悪意又は重過失によって生じた損害については、保険者はこれをてん補する責任を有しない旨規定しているが、これは、保険事故の偶然性について規定したのではなく、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって保険事故を発生させたことを保険金請求権の発生を妨げる免責事由である、と判示したのである。このことは、機械保険や組立保険についての従来の裁判例でも踏襲されている解釈論である。

また、第2として、(イ)の見解が上記最高裁判決では「偶然な事故」という法律と同一の用語を約款で使用していることが重視されたものと思われるところ、「不測かつ突発的」は明らかに「偶然な事故」とは異なる用語を使用しているため、異なる意味に解するのが自然であるというのであるが、はたして妥当かつ合理的な解釈かは相当疑問である。なぜなら、不測かつ突発的という言葉は、組立保険や機械保険の創設経緯からドイツの約款におけるUnvorhergesehenen und plötzlichenを日本語に翻訳したものであり、これらの保険の特殊性から保険事故として偶然という言葉により具体的に敷衍したものにすぎない。すなわち不測かつ突発的な事故とは、偶発的な事故による損害をいう¹⁰⁾。その意味するところは、自然消耗をてん補範囲から除外する趣旨である¹¹⁾。

この文言については、保険事故に新しく使われるようになったものであるが、漸進的な事故を担保対象外とする趣旨であると解されるという見解¹²⁾がある。しかし、新しいということがどのような判断基準によるのか不明であり、少なくとも1956年5月に日本の損害保険会社8社が機械保険を導入した際に参酌したドイツの約款を参考に翻訳したものであり¹³⁾、すでに古くから日本の保険約款にあった文言である。いずれにしても、歴史的経緯からしても、不測かつ突発的な事故は、偶然な事故となら異なる

ことはないのである。

(4) 1回の事故の範囲

本判旨は、本件約款に定義規定がないので、一般的には、被保険者であるXの特定する損害が社会通念上同一の原因により生じたものということができれば、当該同一の原因により損害が生じた「1回の事故」であるものと解される、と判示した¹⁴⁾。そのうえで、本件モジュールが損傷した原因は、二次下請業者及び三次下請業者の個々の作業員が天候を含む個別具体的状況の下でその取付作業に際して架台と本件モジュールの裏面バックシートを接触させ傷つけないようにすべき注意義務を怠った過失にあるものというほかはなく、それは本件モジュールを1枚設置するごとにおける過失であるから、原則としてその個々の損傷発生それ自体が「1回の事故」であると解され、Xの特定する損害である本件発電所全体の損害が社会通念上同一の原因により生じたものとはいえない、と判示した。

これまで工事保険についての「1回の事故」とは、一つの原因から生ずる一連の事故で、損害との間に相当因果関係のあるもの、すなわち原因、場所、時間の相互に相当因果関係を有することが必要であると解されてきた¹⁵⁾。

本判旨のように解釈するものとしても、判旨が掲げる事例がそのまま本件に当てはまるものとは到底考えられない。しかも実質的にみた場合、本件モジュールの1枚ごとに、100万円の自己負担額が適用となるのであれば、いったいこの100万円の意味がどこにあるのかという疑問がある。

以上

-
- 1) 大正海上火災保険株式会社・各種新種保険の理論と実務 116頁・117頁 (1981年・海文堂) 参照。これら3種類の保険は、必ずしも各保険約款の内容に著しい差異を設ける必要性から生じたものではなく、むしろそれぞれの工事保険を創設する過程における損害保険業界の対応の違い、ならびに日本の保険種目の認可制度から生じたものであるという。
 - 2) 東京海上保険株式会社・損害保険実務講座第8巻新種保険(下) 245頁 (1984年・有斐閣)、大正海上火災保険株式会社・前掲註1) 136頁参照。
 - 3) 東京海上火災保険株式会社・前掲註2) 252頁参照。

- 4) 東京海上保険株式会社・前掲註2) 221頁、大正海上火災保険株式会社・前掲註1) 85頁参照。
- 5) 大正海上火災保険株式会社・前掲註1) 117頁参照。これらの経緯の詳細については、友田勇・機械保険導入に関する回顧(1976年・保険研究所)を参照されたい。
- 6) 判批として、土岐孝宏・判例時報2536号137頁参照。
- 7) 判批として、伊藤文夫、松田真治・法律のひろば72巻8号58頁参照。
- 8) 嶋寺基・本件判批・金商1661号15頁(2023年)参照。
- 9) 嶋寺・前掲註8) 16頁参照。また、中出哲=嶋寺基編著・企業損害保険の理論と実務177頁(2021年・成文堂)参照。
- 10) 日本機械保険連盟・機械保険 機械利益保険の解説10頁参照。
- 11) 友田勇・前掲註5) 236頁では、機械保険は機械の傷害保険である。したがって、不測かつ突発的な損害のみを担保するものである。自然消耗は不測でもなく、また突発的に発生するものでもない。自然消耗は世界中の何れの国においても担保しえないものであるという。
- 12) 山下友信・保険法(下) 38頁(2023年・有斐閣)参照。
なお、嶋寺・前掲註8) 19頁註(4)参照。
- 13) 友田勇・前掲註5) 22頁では、機械保険普通保険約款草案2条1項において、被保険機械が損傷したため、修理或いは新規更新を必要とするに至ることを前提として保険会社は全ての不測且つ突発的な損害を保険する、と規定している。また、機械保険の沿革については、東京海上保険株式会社・前掲註2) 221頁以下、大正海上火災保険株式会社・前掲註1) 81頁以下参照。
- 14) 得津晶・本件判批・損害保険研究85巻1号192頁以下では、1回の事故についての判旨に反対する。
- 15) 大正海上火災保険株式会社・前掲註1) 150頁・151頁参照。